

月報 平成27年 4月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

2月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は168人で、前年同月比で一般が44.8%増、パートは2.4%増で、全体では31.3%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は796人で、前年同月比で7.0%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は372人で、前年同月比で一般求人が33.8%増、パート求人は25.4%減となり、全体として9.7%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、飲食店・宿泊業などが大幅増加したものの、製造業、卸売・小売業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は904人で、前年同月比で4.4%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.13ポイント高い1.14倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.11倍、パートの有効求人倍率は1.20倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年2月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	168	12.0	31.3	
	うち男	82	12.3	39.0	
	うち女	86	14.7	26.5	
	年齢別	～44歳	103	45.1	30.4
		45～54歳	30	▲ 11.8	20.0
		55歳～	35	▲ 22.2	45.8
	月間有効求職者数	796	3.0	▲ 7.0	
	うち男	409	2.5	▲ 2.6	
	うち女	386	3.8	▲ 10.9	
	年齢別	～44歳	399	11.1	▲ 4.5
		45～54歳	149	▲ 2.0	▲ 19.5
		55歳～	248	▲ 5.3	▲ 2.0
求 人 関 係	新規求人数	372	40.4	9.7	
	主要産業別	建設業	59	18.0	96.7
		製造業	49	16.7	▲ 23.4
		卸売・小売業	30	11.1	▲ 50.8
		飲食店・宿泊業	128	113.3	178.3
		医療・福祉	51	24.4	▲ 1.9
	月間有効求人数	904	11.7	4.4	
就 職 関 係	紹介件数	290	7.4	2.5	
	うち男	160	6.7	7.4	
	うち女	130	9.2	▲ 3.0	
	就職件数	80	21.2	15.9	
	うち男	37	32.1	19.4	
	うち女	43	16.2	13.2	

(パートを含む)

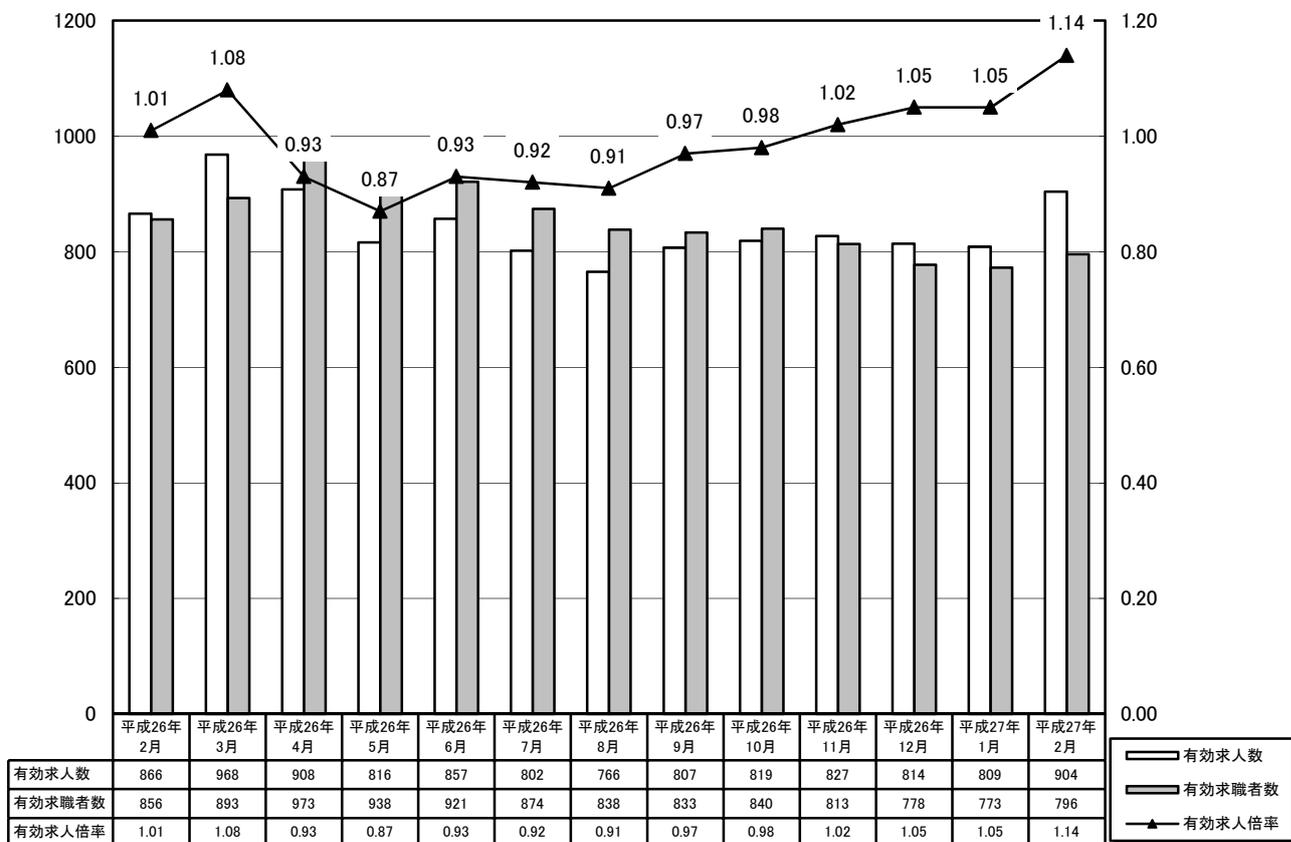
雇用保険取扱状況 平成27年2月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	780	779	777	
	資 格 取 得 者 数	102	116	91	
	資 格 喪 失 者 数	105	129	134	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,892	10,893	10,764	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	34	34	33
		受給者実人員	155	164	183
		支給金額(千円)	16,493	18,233	20,487
	高齢	受給者数	2	3	3
		支給金額(千円)	466	876	712
	特例	受給者数	13	10	18
		支給金額(千円)	2,237	1,722	3,024
	再就職 手 当	支 給 人 員	10	21	9
		支給金額(千円)	2,820	6,885	2,051

労働市場の動き（平成27年2月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさまへ

◆再度ご確認ください◆

今月は雇用保険に関する手続きが大幅に増加する月です。新たに採用された方の雇用保険資格取得手続きは、採用月の翌月10日までに、離職された方の雇用保険資格喪失手続きは、離職後10日以内に行っていただく必要がありますので、手続き漏れ等のないようお願いいたします。

また、平成27年4月1日時点で64歳を迎えている一般被保険者の方については、平成27年度から雇用保険に係る保険料が免除されますので、給与から控除する際には、ご注意ください。

※平成27年度の雇用保険料率は、前年度より変更はありません。

お問い合わせ先：ハローワーク白石 雇用保険係 0224-25-3107

(事業主の方へ)

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更（中小企業事業主）

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月(1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年(1年6か月)	240(100)万円	3年(1年6か月)
短時間労働者 ^{※3}	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月(1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額 ^{※1}	助成対象期間 ^{※2}
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者 ^{※3}	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1,2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

